

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	上三川町

上三川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	農政課
所 在 地	上三川町しらさぎ一丁目 1 番地
電 話 番 号	0 2 8 5 - 5 6 - 9 1 3 8
F A X 番 号	0 2 8 5 - 5 6 - 6 8 6 8
メールアドレス	nousei01@town.kaminokawa.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、イノシシ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	上三川町全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス類	水稻等	被害面積 17 a
		被害金額 192 千円
カルガモ	水稻等	被害面積 2 a
		被害金額 19 千円
ハクビシン	果樹、野菜等	被害面積 14 a
		被害金額 12 千円
アライグマ	—	被害面積 —
		被害金額 —

(2) 被害の傾向

カラス類	農作物の食い荒らしなど農業に対する被害のほか、ごみ散乱や騒音など生活環境に対する被害も発生し、年間を通して町内全域において被害が発生している。
カルガモ	主に田植え時期における水稻苗の踏み倒しの被害が発生している
ハクビシン	果樹に対しての被害が多く、住宅への棲みつきの被害も発生している。
アライグマ	目撃情報はあるものの、現在のところ被害等は確認されていないため、被害の傾向等は不明である。

(3) 被害の軽減目標

指標	対象鳥獣	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積	カラス類	17 a	10 a
	カルガモ	2 a	1 a
	ハクビシン	14 a	7 a

指標	対象鳥獣	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	カラス類	192 千円	124 千円
	カルガモ	19 千円	13 千円
	ハクビシン	12 千円	7 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラス類、カルガモについては、猟友会に委託して、年2回、銃器による駆除を実施。 また、ハクビシン、アライグマにおいては、町が捕獲箱を導入し、被害を受けている町民への貸し出しを実施。	銃器による駆除は、実施できる場所が限定されるため、追い払い等自己防衛策も合わせて実施する必要がある。 また、有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が進んでいるため、担い手を確保していく必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	実績なし	個人の対策として、各個人が対策費用を負担することになるため、必要性を見極めた上で、推進する必要がある。
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに関する知識の普及・啓発	個人による対策は効果が部分的であるため、地域ぐるみの対策を推進する必要がある。

(5) 今後の取組方針

カラス類、カルガモにおいては、銃器による駆除を継続して実施するとともに、鳥よけによる追い払い等、自己防衛策の実施を促進し、被害軽減に努める。 また、ハクビシン、アライグマにおいては、被害状況の情報収集、把握に努め、放棄された生活ゴミや果樹の適正管理、また、農地や集落周辺的环境管理等、寄せ付けない環境づくりを推進する。 ニホンザル、イノシシにおいては、本町に出没することがある。平時においては、関係機関との協力体制を整え、出没した際には、関係機関と連携し、町民の安全を確保する。
--

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

カラス類、カルガモにおいては、栃木県猟友会宇河支部上三川猟友会への捕獲委託。 また、ハクビシン、アライグマにおいては、当分の間は被害を受けている住民自らの捕獲。 ニホンザル、イノシシにおいては、出没した際の状況に応じて猟友会による捕獲をする。今後、出没状況により猟友会による予察捕獲を検討する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	カラス類 カルガモ	猟友会会員のうち有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、有害鳥獣駆除の必要性の理解と促進を図り、担い手の確保に努める。
令和6年度	カラス類 カルガモ	猟友会会員のうち有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、有害鳥獣駆除の必要性の理解と促進を図り、担い手の確保に努める。
令和7年度	カラス類 カルガモ	猟友会会員のうち有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、有害鳥獣駆除の必要性の理解と促進を図り、担い手の確保や育成に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
カラス類、カルガモにおいては、今後とも一定程度の被害が予想されることから、継続して銃器による捕獲を行うものとし、過去の捕獲実績を踏まえて、目標値を設定する。 ハクビシンにおいては、被害が増加傾向であるが、当分の間は被害を受けている町民自らが実施する捕獲を基本とするため、過去の捕獲実績を踏まえて、目標値を設定する。 アライグマにおいては、目撃情報はあるものの現在のところ被害報告がなく、ハクビシンと被害内容が似ていることから、目標値を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
カラス類	140羽	140羽	140羽
カルガモ	28羽	28羽	28羽
ハクビシン	10匹	10匹	10匹
アライグマ	3匹	3匹	3匹

捕獲等の取組内容
カラス類、カルガモにおいては、猟友会に委託して銃器による駆除を、町内全域を対象に年2回行う。 ハクビシン、アライグマにおいては、被害を受けている住民自らが捕獲することを推進するべく、箱わなの貸し出しを行う。 捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないように配慮する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上三川町全域	すべての鳥獣等

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ハクビシン	整備計画なし	整備計画なし	整備計画なし
アライグマ	整備計画なし	整備計画なし	整備計画なし

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

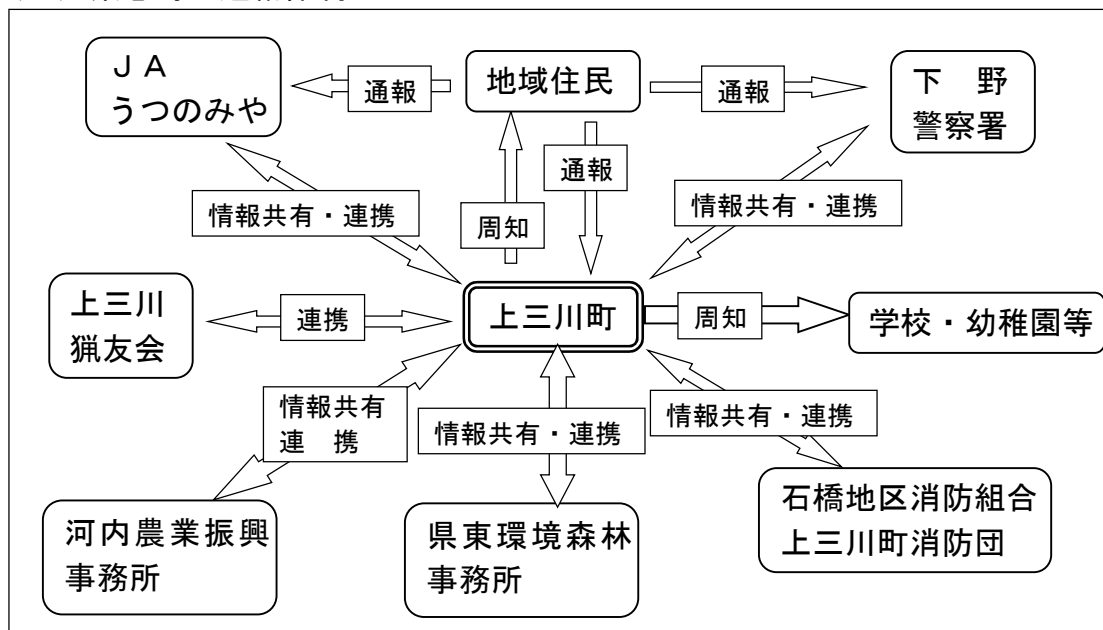
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	カラス類 カルガモ ハクビシン アライグマ ニホンザル イノシシ	カラス類、カルガモにおいては、鳥よけの設置や追い払い等の実施を推進する。 ハクビシン、アライグマにおいては、被害状況や生息状況の把握に努め、生息させない環境づくりを推進する。ニホンザル、イノシシにおいては、本町に出没することがあるため、関係機関との協力体制を整え、町民の安全を確保する。
令和6年度	カラス類 カルガモ ハクビシン アライグマ ニホンザル イノシシ	カラス類、カルガモにおいては、鳥よけの設置や追い払い等の実施を推進する。 ハクビシン、アライグマにおいては、被害状況や生息状況の把握に努め、生息させない環境づくりを推進する。ニホンザル、イノシシにおいては、本町に出没することがあるため、関係機関との協力体制を整え、町民の安全を確保する。
令和7年度	カラス類 カルガモ ハクビシン アライグマ ニホンザル イノシシ	カラス類、カルガモにおいては、鳥よけの設置や追い払い等の実施を推進する。 ハクビシン、アライグマにおいては、被害状況や生息状況の把握に努め、生息させない環境づくりを推進する。ニホンザル、イノシシにおいては、本町に出没することがあるため、関係機関との協力体制を整え、町民の安全を確保する。

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上三川町	住民からの情報を受け、被害調査及び関係機関との連携、住民への周知等を通し、安全確保に努める。
河内農業振興事務所	上三川町と連携し、農業被害対策の指導を行う。
県東環境森林事務所	上三川町と連携し、捕獲及びその他被害対策を行い、安全確保に努める。
下野警察署	住民からの情報を受け、行政機関との連携、地域巡回等を通し、安全確保に努める。
石橋地区消防組合 上三川町消防団	住民からの情報を受け、行政機関との連携、地域巡回等を通し、安全確保に努める。
栃木県猟友会宇河支部 上三川猟友会	行政機関と連携した有害鳥獣の捕獲、追い払い等を通し、安全確保に努める。
J A うつのみや	農家からの情報を受け、被害調査及び行政機関との連携、農家への周知等を通し、安全確保に努める。

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣保護基本指針に基づき、適切な処分を実施する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促す。
----	---

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	未設置
構成機関の名称	役割
該当なし	該当なし

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県東地域鳥獣被害対策連絡会議	県東地域の鳥獣対策の情報交換、広域的な被害対策の検討

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特になし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現況では顕著な被害が出ていないため、今後の被害状況に応じて、被害防止施策の実施体制等の整備を検討する。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じる。